

平成 23 年 11 月 28 日

健康と温泉フォーラム月例会資料

温泉教育・養成の現状と課題

株式会社日本経済研究所
調査本部
関口陽一

1. 温泉地の変遷



【背景】

- 高齢社会の到来 = 時間とお金のある高齢者の増加 → 健康に対する関心の増大
(身体によい旅行)
- 旅行に対する志向の変化 = 物見遊山型 → 体験型 → 滞在型?
(心によい旅行)

2. 温泉地を形成するもの

- 温泉
- 自然
- 人
- 食
- 文化

3. 温泉地をめぐる諸問題

- 観光客の減少 → 温泉地の弱体化(老舗旅館の廃業・譲渡、温泉旅館の業態転換)
- 滞在型温泉地化への対応不十分(地域の食や文化の魅力を伝えられているか?)
- 温泉地を健康増進に活用する人材の不足(総合コーディネーターがいるか?)

4. 健康と温泉との関係を見直す動き

(1) 温泉療養保険システム(実証実験中)(大分県竹田市)

- 温泉療養を体験する3泊以上の滞在者に入浴料と宿泊料の一部を助成する制度
- 竹田市観光ツーリズム協会内に設ける温泉療養保健組合が滞在者に温泉療養パスポートを発行し、滞在者は後日、所定の台紙に利用した温泉施設と宿泊施設の領収書を貼り、助成金を請求する
- 入浴料は一回につき上限 200 円、宿泊料は 500 円の助成を受けられる
- 温泉療法専門医の診察等を受けることも可能(長湯温泉 伊藤医院)

対象

1 期間中、竹田市内(対象の宿泊施設)にのべ3泊以上宿泊

対象の宿泊施設の泊まり歩きもOKです。(期間:8月1日～11月30日)

2 対象の温泉施設を宿泊日数の半数以上利用(温泉のない宿泊施設利用)

- ・温泉のないビジネスホテル、民宿などに宿泊する方がこの条件の対象です。
- ・温泉付きの宿泊施設に滞在する場合は、この条件の対象外です。

- 例1 ビジネスホテルに5連泊する場合…3回以上の立寄り湯入浴が必要
- 例2 温泉宿に1泊、民宿に3泊する場合…2回以上の立寄り湯入浴が必要

※対象施設でのみ利用可能です。パンフレット掲載の施設リストをご覧ください、当ホームページの該当ページをご覧ください。

特典1 対象宿泊施設利用分 保健適用

手続きが必要です。

期間中3泊以上ご宿泊の方
500
1泊につき¥500

※14泊を上限とします。

[宿泊施設リストを見に行く](#)

特典2 対象立寄入浴施設利用分 保健適用

手続きが必要です。

1回ご利用につき、200円が保健適用されます。
100
1回につき¥200

※1宿泊につき2回までを限度とします。

[立寄入浴施設リストを見に行く](#)

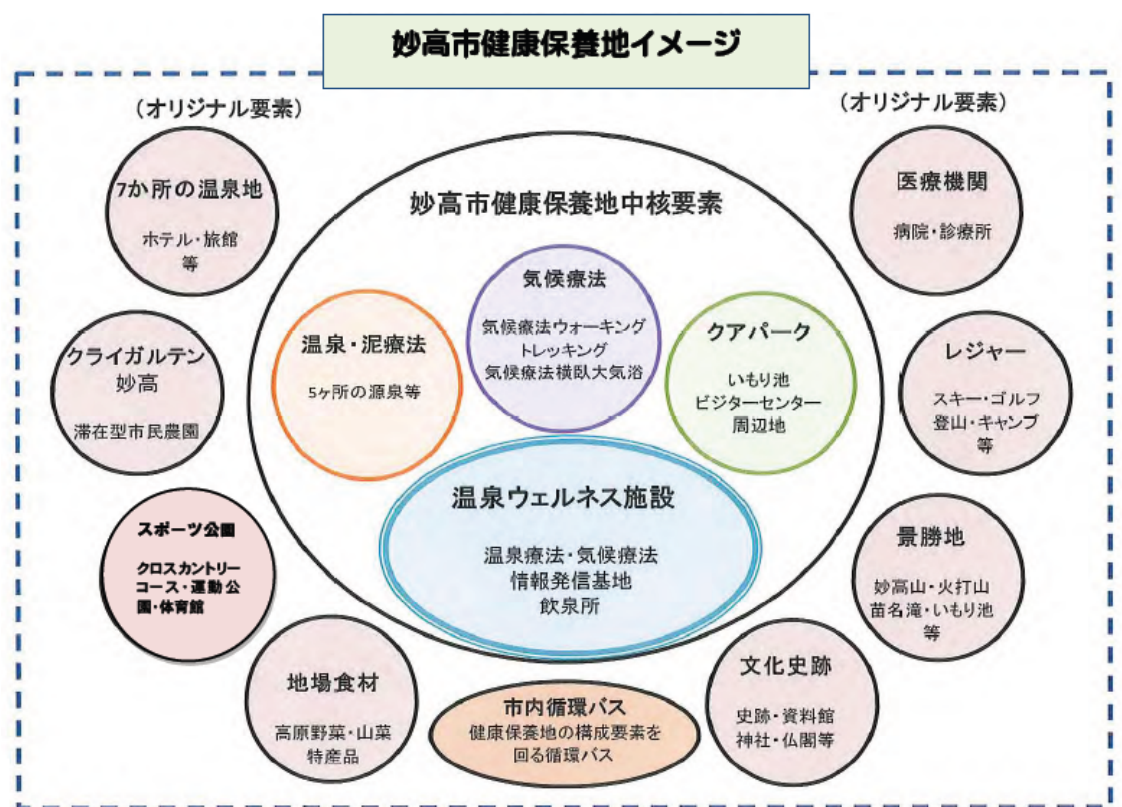
特典3 その他スペシャル特典

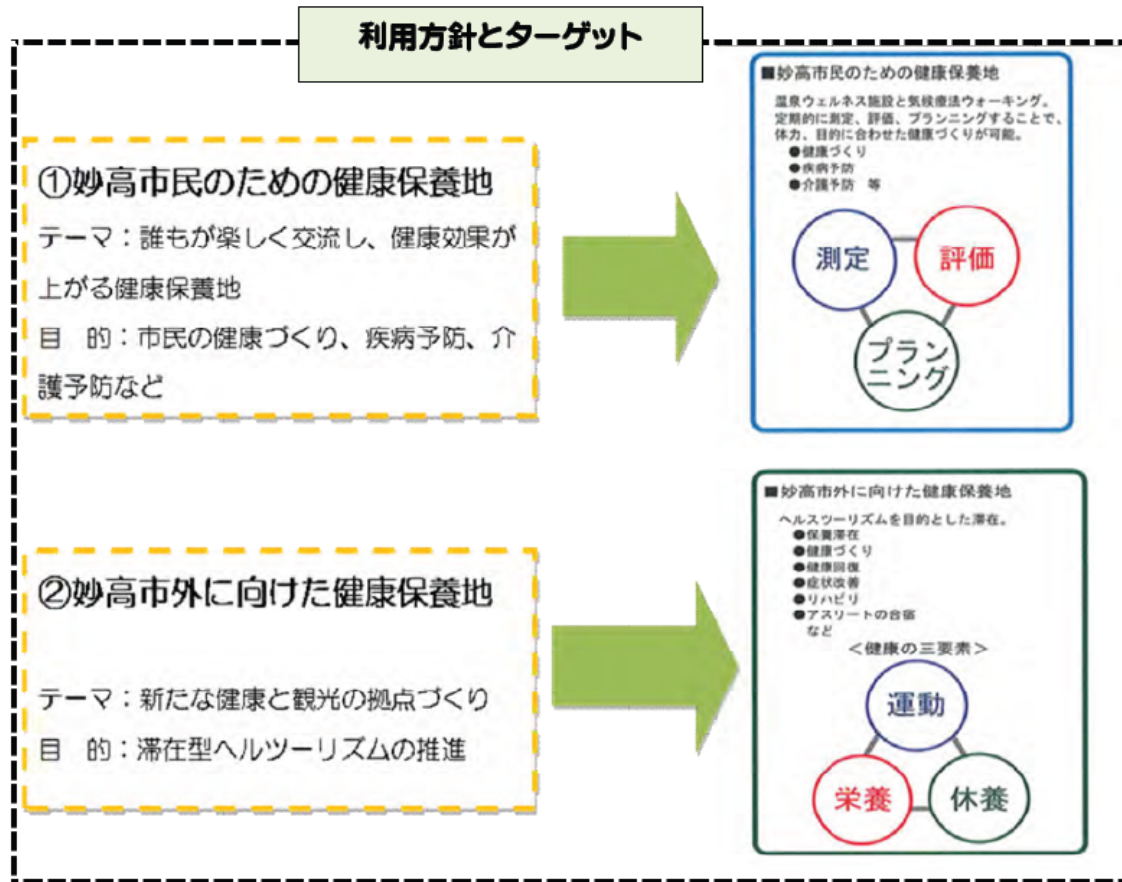
パスポートを提示するだけでOKです!

各施設の受付またはレジにてパスポートをご提示ください。食事、体験イベントなどなど、様々な施設でスペシャル特典が受けられます。

(2) 妙高型自然活用ウェルネス特区(申請中)(新潟県妙高市)

- 妙高市特有の気候や豊富な温泉などの自然、環境等の地域資源が潜在的に持つ医学的価値を有効に活用するとともに、他の地域資源とともに地域全体で付加価値化し、今後到来する超高齢化社会への対応や医療費の抑制、停滞する観光産業の立て直しを図り、住む人も訪れる人も健康になれる「健康保養地」を目指す仕組み
- 医学的なエビデンスに裏付けされた気候療法や温泉療法の推進、生命の森クロスカントリーコース整備事業などにより、「プログラム化」「環境づくり」「人材育成の場」を構築する
- 運用に当たっては、診療所や厚生連けいなん総合病院、県立妙高病院と連携する(温泉療法専門医がいるかどうかは不明)
- 温泉ソムリエ、自然ソムリエ、森林セラピスト、妙高食ソムリエなどの人材を活用する
- 病気療養により10日以上引き続き入湯する場合の11日目以降の入湯税の減免、保険外併用療養の範囲の拡大なども提案





5. 温泉を健康増進に活用するための課題

- 温泉療法専門医による適切な指導
- 温泉地を総合的に健康増進に活用できる人材の育成（各種専門家、総合コーディネーターの育成）

以 上